

「信州プレミアム牛肉」認定要領

第1章 総 則

(目的)

第1 この要領は、長野県産牛肉の生産振興及び県内外における認知度向上と消費拡大を図るため、長野県知事（以下「知事」という。）が行う「信州プレミアム牛肉」の認定及びその流通に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「信州プレミアム牛肉」とは、次に掲げるすべての要件を満たすもののうち、第8に規定する基準を満たし、知事の認定を受けた牛肉をいう。

- (1) 黒毛和種の去勢又は未經産雌牛であること
- (2) 最終飼養場所が第2の4に規定する農場であり、かつ、全飼養期間のうち最も長い飼養場所であること
- (3) 第3の規定による登録申請書に記載した食肉処理場においてと畜されていること
- (4) 公益社団法人日本食肉格付協会（以下「日格協」という。）の牛枝肉取引規格による格付が行われていること
- (5) 次に掲げるものを除く部位及びその加工肉であること
 - ア 頭部、頸部、脛部、尾部及び横隔膜を含む内臓肉
 - イ 肉ひき機でひいたもの（挽肉）及び牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの（細切れ、切り落とし）

2 この要領において「流通業者」とは、第3の規定により登録された食肉流通業者をいう。

3 この要領において「取扱登録店」とは、信州プレミアム牛肉取扱店登録要領（平成21年3月24日付け20農政マ第161号）第4により登録された販売店及び飲食店等をいう。

4 この要領において「認定農場」とは、信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場実施要領（平成25年3月25日付け24園畜第1200号）に基づく信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場をいう。

5 この要領において「測定装置」とは、第9の規定によるオレイン酸含有率の測定に使用する食肉脂質測定装置をいう。

第2章 信州プレミアム牛肉の流通

(流通業者の登録)

第3 信州プレミアム牛肉の取扱いを希望する食肉流通業者は「信州プレミアム牛肉流通業者登録（変更）申請書（以下「登録申請書」という。）」により、知事にあらかじめ登録申請を行う。

2 流通業者の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定農場由来の牛肉であって、枝肉格付が適正に行われたものを生産者からの委託を受けて出荷販売できること
- (2) 第9及び第7の1の規定によるオレイン酸含有率の測定及び認定申請業務を適正に行うことができること
- 3 知事は、第3の1の規定による申請があったときは、書類審査及び現地確認を行い、申請内容が第3の2に規定する要件を満たしている場合は、流通業者として登録し、「信州プレミアム牛肉流通業者登録証」を交付するものとする。
- 4 流通業者が第3の規定による登録内容を変更しようとするときは、第3の1及び3の規定を準用する。ただし、現地確認については必要に応じて実施するものとする。
- 5 流通業者は、信州プレミアム牛肉認定申請事務の一部を他の業者へ委託することができる。この場合、知事へ当該業務委託契約書の写しを付して「信州プレミアム牛肉に係る業務委託契約報告書」を提出する。

(流通業者の責務)

第4 流通業者は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成25年法律第72号）、その他食品衛生及び食品表示に係る関連法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 信州プレミアム牛肉の取扱登録店等への恒常的かつ安定的な供給
- (2) 信州プレミアム牛肉についての積極的な表示
- (3) 信州プレミアム牛肉と他の牛肉とを区別した販売
- (4) 知事が行う信州プレミアム牛肉の取扱に係る立入検査の受入れ
- (5) 取扱登録店の拡大及び信州プレミアム牛肉の適正な取扱に関する普及啓発

(信州プレミアム牛肉商標の使用)

第5 流通業者は、信州プレミアム牛肉商標使用規程（平成22年1月8日付け21農政マ第136号）に基づく信州プレミアム牛肉商標（以下「商標」という。）を積極的に使用するよう努め、その使用にあたっては、当該規程を遵守する。

2 流通業者は、取扱登録店に対して当該商標の積極的な使用を促すものとする。

(流通業者の処分)

第6 知事は、流通業者による信州プレミアム牛肉の適正な取扱に疑義が生じた場合、当該流通業者に対し立入検査を行うことができる。

- 2 知事は、信州プレミアム牛肉認定業務の適正な取扱を確保するため、流通業者に対し、必要な指導または助言を行うことができる。
- 3 知事は、流通業者がこの要領に違反し、もしくは指導または助言に従わない場合には、当該流通業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。
 - (1) 業務の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずること
 - (2) 流通業者の登録取消し

第3章 信州プレミアム牛肉の認定

(信州プレミアム牛肉の認定)

第7 流通業者は、第2の1及び第8に規定する要件及び基準を満たした牛肉について、「信州プレミアム牛肉認定申請書」に「信州プレミアム牛肉認定オレイン酸含有率測定表」を付して、認定申請を行うものとする。

2 知事は、認定申請のあった牛肉が、第2の1及び第8に規定する要件及び基準を満たしていると認めたときは、当該牛肉を信州プレミアム牛肉に認定し、個体識別番号を公表するとともに、流通業者にその旨を通知するものとする。

(信州プレミアム牛肉の基準)

第8 信州プレミアム牛肉の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 肉質等級4以上であること

(2) 歩留等級B以上であること

(3) 脂肪交雑基準ナンバー（以下「BMS-No.」という。）及び第8の規定により測定したオレイン酸含有率の値が、次に掲げる条件のいずれかを満たすこと

ア BMS-No. 7以上かつオレイン酸含有率55%以上

イ BMS-No. 5以上かつオレイン酸含有率58%以上

ウ BMS-No. 8以上かつオレイン酸含有率52%以上

(オレイン酸含有率の測定)

第9 流通業者は、信州プレミアム牛肉の認定申請にあたり、別に定める「食肉脂質測定装置簡易マニュアル」に基づきオレイン酸含有率の測定を行うものとする。

2 流通業者は、オレイン酸含有率の測定を行う担当者を2人以上配置するものとする。

3 流通業者は、第3に規定する登録申請書に記載したオレイン酸含有率測定場所において使用する測定装置について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 測定装置を納入した専門業者による機器点検、年1回

(2) オレイン酸含有率測定値の確認及び調整について、測定装置導入時に1回。以後、導入した日から起算して2年に1回（ただし、測定場所の改修等で測定環境が変更された場合は、測定装置導入時とみなす。）

(3) (1)及び(2)の結果について、「測定装置の機器点検（確認及び調整）に係る報告書」による知事への報告

4 知事は、測定者のオレイン酸含有率の測定精度を確保するため、必要に応じて技能研修会を開催するものとする。

(その他)

第10 本要領に定めるもののほか、信州プレミアム牛肉の認定に関し必要な事項は、農政部長が定める。

2 本要領に必要な様式は、別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 1 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。ただし、改正前の要領第 4 の規定により、現に流通業者として登録されている者については、要領第 3 の 3 及び 4 の規定による登録がなされたものとみなす。